

千葉市屋外保管事業場の維持管理に関する要綱

令和3年10月29日制定

令和7年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）に規定する屋外保管事業場の維持管理を行う場合に、屋外保管事業者に対し、市が事故等の防止及び公害防止のための必要な指導を行うことにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ること並びに千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（令和3年千葉市規則第61号。以下「規則」という。）第16条第1項第5号及び第6号に規定する「市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるもの」を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(屋外保管事業場の維持管理に係る基準)

第3条 屋外保管事業者は条例及び規則で定める保管基準のほか次の各号で定める維持管理基準のいずれにも適合するようにしなければならない。

(1) 囲い等

- ア 囲いは、みだりに人が施設内に立ち入るのを防止できるようにしておくこと。
- イ 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。
- ウ 門扉は1日の作業終了後は閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

- ア 掲示板その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- イ 掲示板等が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 雨水等の流入の防止

- ア 屋外保管事業場内に外部から雨水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- イ 隣接地の雨水が適切に排水されるよう点検を行うこと。

(4) 事故の防止

事故の発生を防止するため常に巡回監視及び点検等を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、再生資源物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

(5) 搬入時の再生資源物の確認

- ア 保管できる再生資源物以外のものが搬入されないよう、販売者、運搬者との連絡をとるなど、その管理体制を確立しておくこと。

イ 車両から再生資源物を荷降ろしする前に、搬入された再生資源物が適切に保管できる種類又は性状のものであるかを確認すること。

ウ 荷降ろしされた再生資源物中に適切に保管できる種類及び性状の再生資源物以外のものが認められた場合は、これを除去すること。

(6) 周辺地域への配慮

屋外保管事業場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、屋外保管事業場の周辺の環境整備を図り、当該屋外保管事業場に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すること。

(7) 許可条件の遵守

許可に当たり市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件が付されているときは、これを遵守すること。

(屋外保管事業場の構造に係る変更)

第4条 規則第16条第1項第5号で定める屋外保管事業場の構造に係る変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 屋外保管事業場の敷地の形状を変更するもの（変更前の屋外保管事業場の一部の廃止による縮小のみの場合を除く。）
- (2) 屋外保管事業場において適切に屋外保管できる再生資源物の高さのうち最高のものが変更前に比して上回る高さとなるもの
- (3) 雑品スクラップの屋外保管の場所を設定していない事業者が、新たに雑品スクラップの屋外保管の場所を設定するもの
- (4) 市民生活の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの
- (5) 生活環境への負荷を増大させ、又は増大させるおそれがあるもの

(標準作業書の記載事項に係る変更)

第5条 規則第16条第1項第6号で定める標準作業書の記載事項に係る変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 市民生活の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの
- (2) 生活環境への負荷を増大させ、又は増大させるおそれがあるもの

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。